

KNC NETWORK NEWS

2017年3月11日 発行

経営一言:「夢や志を高く持ちなさい。それに近づくために、足元のことにしっかり取り組みなさい。」

(阪急電鉄・宝塚歌劇団創業者 小林 一三氏)

—所長コメント:個人でも会社でも、大人でも子供でも、今日のことも明日のことも、やりたいことを決め実行するには、まず目標を立て、一步一步その目的に向かって進んでいくことです。—



(有)北野財經システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

http://kncc.co.jp

気になる記事:営業短縮、小売りに拡大

小売業界で営業時間を短くして人材を確保する動きが広がる。ルミネは約8割の店で閉店を30分早める。営業時間を延ばして来店客を集めていたスーパーも見直す。営業短縮の動きは外食業界が先行していたが、深刻な人手不足を受け小売り各社も働きやすさを重視する戦略に転じる。営業短縮は減収リスクとなる。だがセールには頼らず「各テナントの売り場づくりや接客法の提案などで補う」方針だ。

不動産所得の青色申告特別控除 《税務》

青色申告者が所得から65万円を控除できる「青色申告特別控除」は、事業所得または不動産所得がある人が適用できます。ただし、不動産所得については、その不動産の貸付が「事業的規模」でないなら、差し引けるのは65万円ではなく10万円に引き下げられます。

事業的規模であるか否かの判定は、貸付資産の規模や賃貸料の収入状況などを総合的に勘案して判断します。実務上は形式的には基準の「5棟10室基準」が使われています。戸建てなら5棟、アパート・マンションは10室以上であれば事業的規模の貸付業と判断し、不動産所得から65万円を差し引きます。戸建もアパマンも所有している人は、貸室2室を貸家1棟に換算します。駐車場は5件を貸室1室に換算するのが一般的です。

マンションを2人で共有しているときの「5棟10室」の考え方ですが、共有者の持分も合わせた全体の室数で判定します。自分の持分だけでは基準に該当しなくても、共有物件全体で該当しているのなら、事業的規模となります。

業務に使う社宅の家賃 《税務》

社員や役員に社宅を利用させている会社は、床面積や不動産の固定資産税を使って算出する「賃貸料相当額」を基準にして、それを下回る家賃しか受け取っていないければ差額分を社員への給与として源泉徴収します。役員に貸している社宅の一室に、会社の会議や取引先の接待をする応接室が設けていることがあります。このケースでは、会社の利用状況に応じて「賃貸料相当額」を引き下げることができます。

引き下げ額は、使用する面積、頻度、時間を考慮して算出します。算出が難しければ、原則どおりに評価した「賃貸料相当額」の7割の家賃を徴収すれば、役員は給与課税されません。

社内食堂、給与課税の判断基準 《税務》

社員食堂を使う社員は、ほかの場所で外食するより財布からの負担が少なくて済みますが、税法上は現金で給与を受け取る代わりに現物支給されていることになり、給与課税されます。ただし、社員が受ける経済的利益が少なければ給与所得にはならず、その基準は、①社員が食事代の半分以上を負担していること、②材料費や調味料の費用など食事を作るために直接掛かった費用から社員が負担している金額を差し引いた額が3500円以内であること となっています。食事を作るために直接掛かった費用が1カ月あたり5千円で、社員の負担額が2千円だとすると、①の条件を満たさないので差額の3千円が給与として課税されます。

仕出し弁当を社員に支給しているときも同様で、社員が半額以上を支払い、弁当業者に会社が支払う額と社員の支払額との差額が3500円以内なら課税されません。

社員食堂での食事の提供や弁当の支給と異なり、食事代を現金で渡すと、その全額が給与として課税されます。例外は深夜に働く人に夜食の支給にかえて支払う1食あたり300円以下の金額に限られています。

報・連・相の勘違い 《経営》

ある会社の社員研修会で「報・連・相」の大切さについて話した後、「皆さんは確実に実行していますか」と質問してみたところ、全員が実行していると答えたそうです。ところが社長と常務に聞いてみると、「当社の大問題で、報告や連絡徹底していません」との答えでした。

この会社では、一般社員の多くが報・連・相の意義を勘違いしているようでした。例えば、報告や連絡とは、社員同士の伝達や対話だと思っています。相談は、後輩が知らない事を先輩に教えてもらう事だと思っています。他方、経営者や管理者は、本来の意義である「上司が命令した事を部下が報告する」「組織上の重要事項を上司に連絡する」「自己が解決・決定出来ない事(または権限がない)を上司に相談する」等と理解しています。つまり、両者の理解が違っているのです。以上は一般社員が単に勘違いしている事だけが原因ではなく、日常の経営管理システムが明示されていない事によります。例えば、次のような事です。(1)上司から命令を受けた時は、内容や期限を確認して決められた方法で報告する。(2)連絡方法や相手等はシステムを明確に定めて、必要情報が相手に伝わるようにする。(3)上司と部下の権限を明確にし、仕事を進める上で相談すべき事を分かり易くする。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。